

かながわ読書のススメ

～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～



平成26年4月

神奈川県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。

そこで、県教育委員会では、平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」（第一次計画）を、平成21年7月には「第二次計画」を策定しました。そして、家庭や地域、学校、あるいは市町村や社会教育関係団体等における子どもの読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を実施してきました。特に、第二次計画の期間中には、読み聞かせなどの活動を行うボランティア団体が増え、県立図書館を中心に市町村図書館等との間の図書相互貸借が活発になるなど、読書環境の整備が進んできました。

このたび、これまでの取組の成果と課題をふまえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、今後概ね5年間の県の施策の具体的な方向を示す「第三次計画」を策定しました。

この計画では、『「いつも そばに 一冊の本を」～本との出会い、本から拓く心のつながりを大切に～』をスローガンに据え、平日の一日の読書量が10分以上の子どもの割合を数値目標として位置づけました。また、重点取組として、新たに『「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト』を掲げ、子どもの読書活動に携わる多くの方々との連携のもと、「ファミリー読書の推進」や「学校図書館の利用の促進」などに積極的に取り組むこととしました。皆さまには、より一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、県の子ども読書活動の推進にご協力をいただいております「神奈川県子ども読書活動推進会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆さまから貴重なご意見、ご提言をいただきました。深く感謝申し上げます。

平成26年4月

神奈川県教育委員会

目 次

	(ページ)
第1章 子どもの読書活動をめぐる動向と第三次計画の策定	1
Ⅰ 子どもにとっての読書活動の意義	1
Ⅱ 子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向	1
1 国と本県の動向	
2 県内市町村の動向	
Ⅲ 子どもの読書活動の状況	2
Ⅳ 第三次計画の策定	3
第2章 第二次計画期間における取組と情勢の変化	4
Ⅰ 第二次計画期間における取組の成果と課題	4
1 家庭における子ども読書活動推進の取組	
2 地域における子ども読書活動推進の取組	
3 学校等における子ども読書活動推進の取組	
4 関係機関・団体等における子ども読書活動推進の取組	
5 市町村の子ども読書活動推進計画の策定	
Ⅱ 子どもの読書活動に係る制度等の改正と読書環境の変化	11
1 制度等の改正	
(1) 図書館法等の改正	
(2) 新学習指導要領の実施	
2 読書環境の変化	
第3章 第三次計画の基本的な考え方と推進体制	13
Ⅰ 第三次計画の基本的な考え方	13
1 めざす子どもの姿	
2 基本方針	
(1) 子どもが読書に親しむための人づくり	
(2) 子どもが読書に親しむための環境づくり	
(3) 子どもの読書活動を推進するための普及啓発	
3 具体的方策の5つの柱	
4 取組の期間	
Ⅱ 推進体制	15
1 県の推進体制	
(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議及びワーキング・グループの開催	
(2) 社会教育主事会議等における協議	
2 市町村との連携・協力体制	
(1) 県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議をとおした連携・協力	
(2) ホームページ「かながわ読書のススメ」の活用	
3 関係機関・団体等との連携・協力体制	
Ⅲ 第三次計画の体系	16

第4章 第三次計画推進のための方策	17
I 重点取組「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト	17
1 ファミリー読書の推進	
2 ブックリストの作成と活用	
3 読書ボランティアの養成支援	
4 学校図書館の利用の促進	
5 関係機関・団体等の協働・連携の促進	
○ 具体的方策の5つの柱	18
II 具体的方策	21
1 家庭における子どもの読書活動の推進	21
(1) 読書に親しむための人づくり	
(2) 読書に親しむための環境づくり	
2 地域における子どもの読書活動の推進	25
(1) 読書に親しむための人づくり	
① 図書館等における人づくり	
② 公民館等における人づくり	
③ 支援を要する子どもに向けた人づくり	
(2) 読書に親しむための環境づくり	
① 図書館等における環境づくり	
② 支援を要する子どもに向けた環境づくり	
3 学校等における子どもの読書活動の推進	30
(1) 読書に親しむための人づくり	
① 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進	
② 一人ひとりに応じた読書活動の推進	
～支援を要する子どもへの対応～	
(2) 読書に親しむための環境づくり	
① 学校図書館を利用した読書活動の推進	
② 学校と関係機関・団体等との連携における読書活動の推進	
4 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進	37
(1) 読書に親しむための人づくり	
① 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進	
② 関係機関・団体等における読書活動の推進	
(2) 読書に親しむための環境づくり	
① 大学とのかかわりにおける読書活動の推進	
② 関係機関・団体等における読書活動の推進	
5 子どもの読書活動の普及啓発の推進	39
(1) 子どもの読書活動の普及啓発	
(2) 優れた取組の奨励	
(3) 子どもの読書活動にかかわる取組状況の把握と推進	
【参考資料・情報提供】	42

本計画での用語の内容

用語	内容
子ども	0歳から概ね18歳までの者
保育所等	保育所及び認定こども園
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
高等学校等	県立高等学校及び県立中等教育学校
学校等	保育所等及び学校
県立図書館	神奈川県立図書館
県立の図書館	神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館
市町村図書館	市町村が設置した図書館(公民館図書室を含む)
公立図書館	県立の図書館及び市町村図書館
学校図書館	学校に設置されている図書館
学校図書館ボランティア	学校の読書活動にかかわるボランティア
読書ボランティア	地域の読書活動や市町村図書館にかかわるボランティア及び学校図書館ボランティア
司書教諭	所定の機関で司書教諭講習を受講し、学校図書館の管理や読書指導などを行う教諭または総括教諭
学校司書	司書資格をもち、学校図書館にかかわる業務を担当する職員(学校図書館司書)
学校図書館担当職員	司書資格をもち、学校図書館にかかわる業務を担当する職員
児童サービス	図書館における子ども向けサービスの総称



第1章 子どもの読書活動をめぐる動向と第三次計画の策定

I 子どもにとっての読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで、欠くことのできないものです。

読書をとおして、子どもは、人とのコミュニケーションの基礎を築き、他者への思いやりの心をはぐくむことができます。また、多くの知識を得ることや多様な文化にふれることで、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができます。読書は、子どもの成長にとって大きな意義をもつものであり、人格の形成につながると言っても過言ではありません。

例えば、乳幼児期の子どもは、心を込めて本を読んでもらうことで、読み手から愛情を感じ取り、人への信頼感や情緒の安定を得るだけでなく、言葉や感情をとおして、読み手とのコミュニケーションを深めます。

また、児童期の子どもは、今の自分と本の中の登場人物を重ね合わせていたものが、成長する過程の中で、次第にその人物を客観的にとらえられるようになり、青年期になると、さらに、自分の将来と関連づけ、社会の一員としての自分の姿を考えるようになります。

こうしたことから、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動を推進することが重要です。

II 子どもの読書活動をめぐる国・本県・県内市町村の動向

1 国と本県の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び本県の主な動向は、次のとおりです。

年 月	国・県	内 容
平成13年12月	国	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行
平成14年8月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
平成16年1月	県	「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
平成17年7月	国	「文字・活字文化振興法」の公布・施行
平成18年12月	国	「教育基本法」の改正
平成19年6月	国	「学校教育法」の改正
平成20年3月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）の策定 新学習指導要領の告示（幼・小・中）
平成20年6月	国	「図書館法」の改正
平成21年3月	国	新学習指導要領の告示（高・特支）
平成21年7月	県	「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
平成22年	国	「国民読書年」の取組（平成20年6月 国会決議）
平成25年5月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）の策定

2 県内市町村の動向

平成 25 年 4 月現在、県内 33 のすべての市町村が子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子どもの読書活動の推進に向けた取組体制が整いました。

Ⅲ 子どもの読書活動の状況

平成 25 年度に行われた（公社）全国学校図書館協議会・毎日新聞社の「第 59 回学校読書調査」によると、全国の 1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合、いわゆる不読率は、小学生 5.3%、中学生 16.9%、高校生 45.0%となっており、学校段階が進むにつれて読書量の減少が顕著になっています。

また、本県の子どもの読書活動の状況については、文部科学省が行った「平成 25 年度全国学力・学習状況調査」によると、学校段階が進むにつれて読書量が減少しており、また、「平日の一日の読書量が 10 分以上の児童・生徒の割合」や「学校図書館や地域の図書館に月 1 回以上行く児童・生徒の割合」が、全国平均に比べて低い状況にあります。

【子どもの読書活動に係る全国と本県の状況の比較】

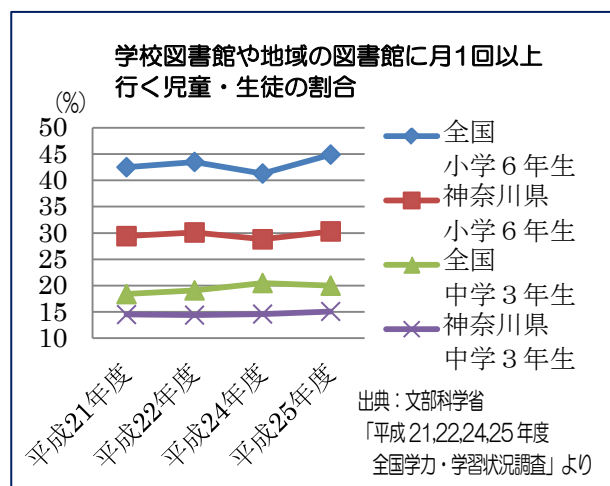
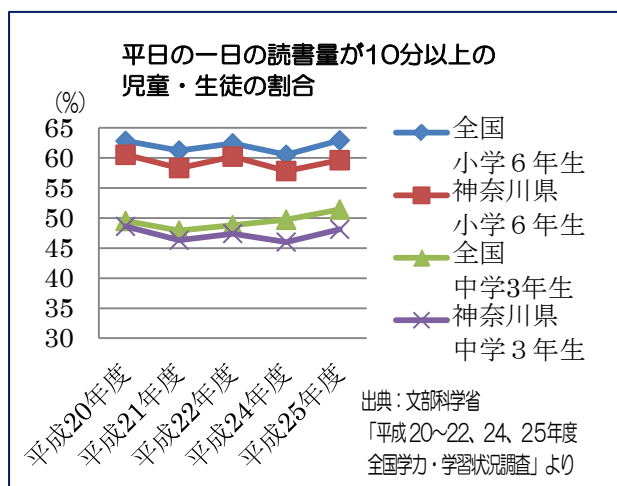
◇平成 25 年度の状況

(%)

	小学 6 年生		中学 3 年生	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県
平日の一日の読書量が 10 分以上の児童・生徒の割合	62.9	59.6	51.4	48.1
学校図書館や地域の図書館に月 1 回以上行く児童・生徒の割合	44.9	30.3	20.0	15.1

(出典：文部科学省「平成 25 年度全国学力・学習状況調査」)

◇平成 20～25 年度の推移



IV 第三次計画の策定

本県では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」の策定（平成25年5月）や、本県の「第二次計画」（平成21年7月策定）の成果と課題をふまえ、新たに「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」(「第三次計画」)を策定します。

子どもの読書活動をより一層推進するためには、多くの人がある意義を認識し、効果的な取組を県内各地へ広げていくことが大切です。その結果、家庭や地域、学校等において、すべての子どもが適切な時期に本に親しみ、本に魅力を感じ、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うようになることが重要です。

この第三次計画は、『「いつも そばに 一冊の本を」～本との出会い、本から拓く 心のつながりを大切に～』をスローガンに、「本との出会いを楽しみにする子」「本から学び、知ることの喜びを感じる子」「本を生活に活かし、伝えることができる子」の育成をめざし、今後概ね5年間の、神奈川県における子どもの読書活動の推進にかかわる施策の方向性と取組等を示すものです。

第2章 第二次計画期間における取組と情勢の変化

I 第二次計画期間における取組の成果と課題

本県は、平成21年7月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」(「第二次計画」)を策定し、「家庭」「地域」「学校等」「関係機関・団体等」の4つの大きな柱のもと、子どもの読書活動を推進するためのさまざまな取組を行いました。そこで、第二次計画期間における取組の成果と課題を整理します。

1 家庭における子ども読書活動推進の取組

○成果

- ・ 毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」と位置づけ、平成23年度から「ファミリー・コミュニケーション運動^{*1}」におけるイベントにおいてブースを設けて、「ファミリー読書の日」の周知と子どもの読書活動の重要性についての普及啓発を行いました。毎年、800人を超える参加があり、大型絵本などに興味をもつ親子の姿が多く見られました。
- ・ 乳幼児期から家庭で本に親しむための取組として、市町村においてブックスタート事業^{*2}が広がりを見せ、平成25年度には、33市町村のうち25市町村で実施されました。

◆ブックスタート事業 [実施市町村数/33市町村(実施率%)]

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
21/33 (64%)	23/33 (70%)	24/33 (73%)	25/33 (76%)	25/33 (76%)

(出典：生涯学習課「子ども読書活動推進に係る取組状況調査」)

●課題

- ・ 「ファミリー読書の日」の一層の周知を図っていくため、例えば市町村や書店等の関係団体とさらに連携を図るなど、活動を強化していく必要があります。
- ・ いくつかの市町村では乳幼児健診時などにおいて、絵本を使って親子のコミュニケーションを図る取組や読み聞かせの取組を推進しています。これらの取組をさらに他の市町村に広げていくことが望まれます。



*1 ファミリー・コミュニケーション運動 … 神奈川県教育委員会がいじめや暴力行為等の未然防止を目的に推進する運動で、家庭内でコミュニケーションを大切にし、子どもたちが自分の気持ちを素直に表現する力や相手を思いやる気持ちをはぐくむことをめざします。(21ページ参照)

*2 ブックスタート事業 … 平成4(1992)年にイギリスで始まった保護者に絵本を渡す事業で、赤ちゃんに対して絵本を読み聞かせ、親子の心のかよい合いを深めることを目的にしています。日本においても市町村を中心に、乳幼児健診時などに絵本を渡し、子どもと本とをつなぐ機会となっています。(22ページ参照)

2 地域における子ども読書活動推進の取組

(1) 市町村図書館への支援と機能の充実

○成果

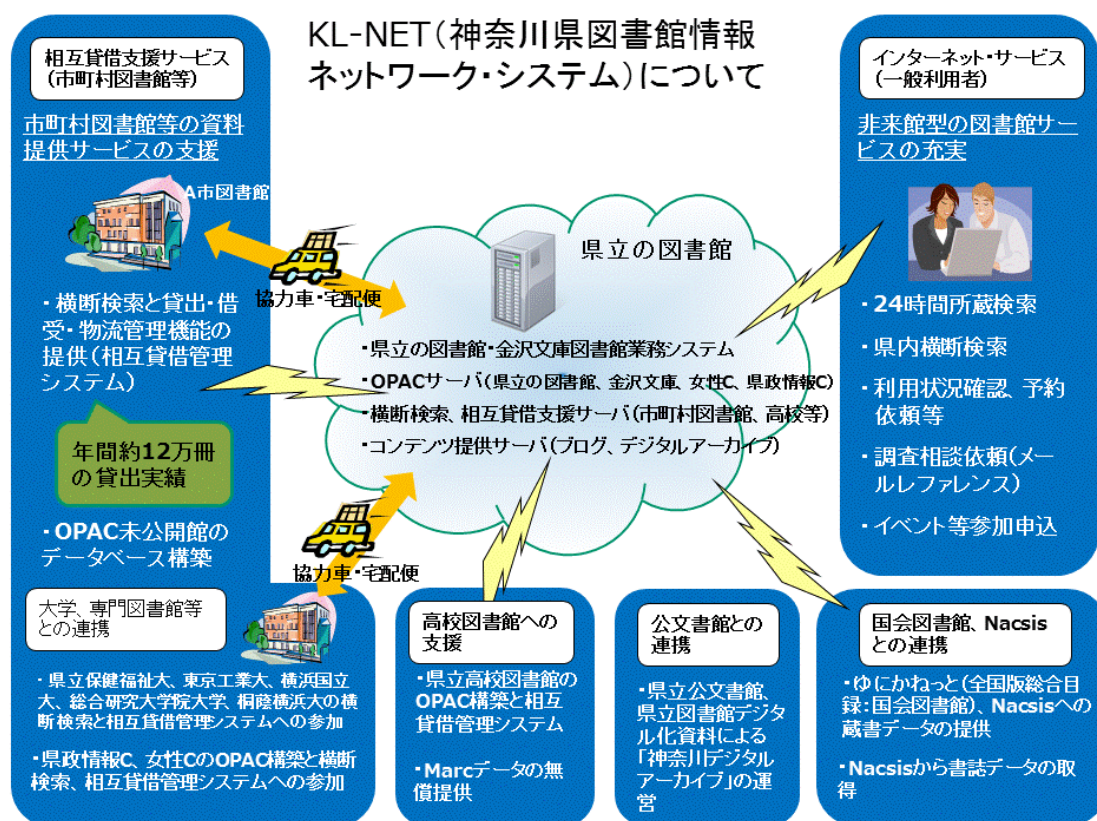
- 市町村図書館を支援するため、県立の図書館は、市町村図書館の職員や読書ボランティア等を対象とした研修会等を行い、先進的な取組の紹介などを通じて、子どもの読書活動への理解を深めた結果、読書ボランティアへの意識が高まり、市町村図書館において、読み聞かせなどのボランティア活動を行う団体が増えました。

◆市町村図書館のボランティア登録団体数

平成20年度 135団体 → 平成23年度 224団体

(出典：文部科学省「社会教育調査」)

- 市町村図書館のネットワークの中核施設として、県立の図書館は、KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）^{*3}を構築、運営しています。このシステムにより、公立図書館等との間の図書相互貸借が活発になりました。協力貸出冊数は平成21年度では119,207冊であったのが、平成24年度には124,790冊と増えており、市町村図書館への支援につながりました。



*OPAC…利用者が図書館の図書資料を検索できるように蔵書目録を電子化し、ネットワーク上に公開したもの。

^{*3} KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）… 図書館業務のシステム化に加え、横断検索・相互貸借など、市町村図書館、大学図書館、高校図書館等と幅広く連携できる機能を備えた、図書館サービスの推進を目的としたコンピュータ・システムです。（10、27、38 ページ参照）

- 市町村図書館において、インターネットに接続されたコンピュータの設置率が平成 25 年度には 77%となり、資料検索等、来館者のさまざまな情報収集が容易になりました。

◆市町村図書館の来館者用コンピュータ(インターネット接続可能)設置率
[設置市町村図書館数/図書館数(設置率%)] ★第二次計画目標 70%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
51/73 (70%)	50/73 (68%)	50/73 (68%)	55/73 (75%)	56/73 (77%)

(出典：神奈川県図書館協会「神奈川の図書館 2009～2013」)

- 市町村図書館において、ホームページ開設率が平成 25 年度には 97%となり、市町村図書館からのタイムリーな情報発信や所蔵する図書の検索等が容易に行えるようになりました。

◆市町村図書館のホームページ開設率
[開設市町村数/市町村数(開設率%)] ★第二次計画目標 100%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
30/33 (91%)	30/33 (91%)	30/33 (91%)	31/33 (94%)	32/33 (97%)

(出典：神奈川県図書館協会「神奈川の図書館 2009～2013」他)

●課題

- 県立の図書館が行う研修会等において、市町村図書館の職員や読書ボランティアの一層の参加を促すとともに、より活動に即した研修の内容を工夫する必要があります。
- 市町村図書館において、ホームページへの子どもの読書活動に関する専用コンテンツの設置や子ども向けのページの開設など、ホームページを活用した子どもの読書活動の推進を、さらに進めていくことが望めます。

(2) 公民館やその他の施設における読書関連事業の充実

○成果

- 公民館において、おはなし会等の実施や、子どもに読ませたい推薦書の紹介コーナーの設置、読書ボランティア等の人材育成など、幅広い事業が展開されました。
- 児童館において、図書室や図書コーナー等の図書を活用した読み聞かせの実施や読書の時間の設定など、児童館ならではの取組が展開されました。

●課題

- 公民館の事業には、市町村図書館が行っている事業と類似しているものもみられることから、役割を分担するなど、連携を図ることが必要です。また、各種団体の自発的な活動をサポートするという、公民館の特色を活かした取組を進めることも必要です。

(3) 支援を要する子どもへの配慮

○成果

- ・ 市町村図書館は、障害のある子どもを支援するため、特別支援学校や特別支援学級などに対する図書の団体貸出やおはなし会を行ったほか、図書の郵送貸出や対面朗読^{*4}などを行い、個のニーズに合わせた児童サービスの充実を図りました。
- ・ 市町村図書館は、外国につながるのある子どもを支援するため、外国語の図書・絵本の収集・提供や、日本に関する情報の収集・提供を行い、個のニーズに合わせた児童サービスの充実を図りました。
- ・ あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ）^{*5}では、外国につながるのある子どもを支援するため、映像ライブラリー内の「こどもコーナー」に外国語の絵本を拡充させ、読み聞かせができるスペースを設けました。

●課題

- ・ 障害のある子どもや外国につながるのある子どもをさらに支援するため、市町村図書館に対する、公立図書館における外国語の図書や日本に関する図書の整備状況、おはなし会の取組状況などの情報提供を充実していく必要があります。

3 学校等における子ども読書活動推進の取組

(1) 幼稚園・保育所等における読書に親しむ機会の提供

○成果

- ・ 平成 25 年度の本県の調査では、幼稚園における絵本の読み聞かせの実施率は 100%、絵本コーナーの設置率は 98%となり、幼児が絵本や物語に親しむことができる環境が整っています。
- ・ 保育所等では、施設内において、常に子どもが本にふれ、本を介してコミュニケーションを図ることのできる環境が提供されています。

●課題

- ・ 幼稚園における読書活動の年間計画の作成率は、平成 25 年度の県の調査によると全体の 36%となっており、さらに計画的な取組が行われるよう、はたらきかける必要があります。
- ・ 保育所等では、子どもたちが幅広く読書に親しむことができるよう、保育士等へ読書に関連する研修の案内や読書活動の取組についての情報提供を行う必要があります。

^{*4} 対面朗読 … 視覚に障害がある方等に、希望する資料を図書館（対面朗読室）で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）することです。（28 ページ参照）

^{*5} あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ） … 平成 10 年、神奈川県が「子どもの豊かな感性の育成」「地球市民意識の醸成」「国際活動の支援」を目的に設置した総合的な学習施設です。映像ライブラリーは、子どもから大人まで幅広い世代の方々の利用を目的とした専門図書室で、国際理解、環境、平和についての図書やDVDをそろえています。（29 ページ参照）

(2) 読書習慣の形成と読書指導の充実

○成果

- ・ クラス単位等で特定の時間に児童・生徒が一斉に本を読む一斉読書は、多くの小学校・中学校で実施されました。特に、小学校では 90%以上の学校で実施されており、児童の読書へのきっかけづくりとなりました。また、高等学校等においても、一斉読書の実施率は上昇傾向にあり、読書習慣の形成につながりました。
- ・ 高等学校等では、学校ごとに「必読書・推薦書リスト」を作成し、生徒の読書活動の充実を図りました。また、このリストを国語の授業で活用することにより、生徒の読書への興味や関心を高めることができました。

●課題

- ・ 中学校における一斉読書の実施率は、減少傾向で推移しています。一斉読書の実施は、他の教育活動と関連した教育課程にかかわることから、教育活動全体の中に読書指導を位置づけ、取り組めるよう推進する必要があります。

◆一斉読書の実施率 [実施学校数/学校数(実施率%)]

小学校

★第二次計画 目標 100%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
736/861 (85%)	809/859 (94%)	791/858 (92%)	791/858 (92%)	802/856 (94%)

中学校

★第二次計画 目標 85%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
302/413 (73%)	312/412 (76%)	309/412 (75%)	303/413 (73%)	295/413 (71%)

(出典：子ども教育支援課「学校の教育活動等の取組に関する調査」)

県立高等学校・中等教育学校

★第二次計画 目標 30%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18/145 (12%)	33/146 (23%)	40/146 (27%)	41/146 (28%)	—

(出典：高校教育企画課・高校教育指導課

「県立高等学校・中等教育学校における『神奈川県子ども読書活動推進計画』にかかる取組経過報告書」)

(3) 支援を要する子どもへの配慮

○成果

- ・ 各学校では、外国につながるのある児童・生徒へ日本語の習熟度に応じた指導を行うことにより、「朝の読書」の時間を中心に、児童・生徒が母語表記の図書や日本語の絵本、小説等を読む機会が増えました。
- ・ 特別支援学校では、読み聞かせを行う際に、物語の場面に合わせ音楽を流したり身体にふれたりするなど、臨場感をもたせるような工夫した取組が見られ、児童・生徒の本への興味や関心を高めることができました。
- ・ 県立盲学校・ろう学校では、市町村図書館の団体貸出の制度を活用することにより、児童・生徒が本に親しむ機会が増えました。

●課題

- ・ 特別支援学校では、児童・生徒の読書に親しむ機会を広げるため、さらに一人ひとりのニーズに応じた読書活動を推進していくことが必要です。

(4) 司書教諭等の役割と教職員の協力体制の構築

○成果

- ・ 平成 15 年度から平成 23 年度まで開催した「学校図書館司書教諭研修講座」において、研究協議や事例発表等をとおして、司書教諭としての技能・資質の向上を図りました。
- ・ 平成 16 年度から、子どもの読書活動に関心のある方を対象に年 1 回、「子ども読書活動推進フォーラム」を開催し、学校関係者に対して、子どもの読書活動の意義について啓発を行いました。
- ・ 高等学校等では、学校図書館の運営を校内のグループ業務に位置づけ、学校図書館の環境整備や図書委員会活動の推進、計画的な図書購入を行うなど、組織的な取組を進めました。

●課題

- ・ 学校では、子どもたちの日常生活や学習活動における学校図書館のさらなる活用に向け、司書教諭と学校司書、読書ボランティア等との協力体制をより強化していくことが必要です。
- ・ 研修会において情報交換の場を設けるなど、司書教諭等が公立図書館職員や読書ボランティア等との連携を深めるための取組を進めることが必要です。

(5) 学校図書館の機能の充実

○成果

- ・ 小学校・中学校に学校司書を配置している市町村が増え、小学校・中学校における学校図書館の運営体制の整備が進みました。

◆学校司書の配置市町村数

平成 22 年度 4 市町村 → 平成 25 年度 7 市町村

(出典：子ども教育支援課「学校の教育活動等の取組に関する調査」)

- ・ 高等学校等では、学校図書館に図書館管理用のソフトウェアが導入され、コンピュータによる蔵書管理の合理化や、レファレンス^{*6}などの業務の迅速化が図られました。
- ・ 高等学校では、平成 22 年度から県立の図書館が運営する「神奈川県内図書館高等学校図書館相互貸借管理システム」の本格運用が始まりました。これにより、学校図書館間の図書の相互貸借やレファレンス対応など、学校図書館同士の連携が進みました。

●課題

- ・ 小学校・中学校では、学校図書館ボランティアの導入率は、平成 21 年度に比べて伸びてはいるものの、さらに学校図書館ボランティアの導入を進めるため、取組を推進する必要があります。

^{*6} レファレンス … 日本語では「参考調査」「調査相談」と言われます。情報を求めている利用者に対して、図書館職員等がサービスを提供する個人的な支援のことを言います。(36 ページ参照)

◆学校図書館ボランティアの導入率 [導入学校数/学校数(実施率%)]

小学校

★第二次計画 目標 100%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
522/861(61%)	658/859(77%)	658/858(77%)	651/858(76%)	672/856(79%)

中学校

★第二次計画 目標 50%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
145/413(35%)	173/412(42%)	173/412(42%)	171/413(41%)	169/413(41%)

(出典：子ども教育支援課「学校の教育活動等の取組に関する調査」)

- ・ 高等学校では、生徒の主体的な情報収集活動を進めるためにも、学校図書館がもっている学習活動の支援や情報の収集・選択・活用などの機能を活かし、学校図書館の利用を促進することが必要です。

4 関係機関・団体等における子ども読書活動推進の取組

(1) 公立図書館と学校等との連携

○成果

- ・ 市町村図書館は、小学校・中学校に対して図書の団体貸出を行ったり、テーマについて調べる学習の支援や図書館見学等を実施しました。また、小学校・中学校の実態に応じて、おすすめの本の紹介やレファレンスを行うなど、学校と連携した事業を展開しました。
- ・ 県立の図書館が運営するKL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）^{*7}に、公立図書館以外にも専門図書館^{*8}7館、大学図書館5館が参加し、図書の相互貸借による利用可能な資料の幅が広がりました。

●課題

- ・ 市町村図書館と学校図書館とのさらなる連携を図るため、両者を結ぶコーディネーター的な役割を担う人材の育成が重要です。
- ・ 高校生の読書活動や学習活動を支援するため、学校司書等を対象とする研修において、県立の図書館と高等学校等との連携を、さらに図ることが大切です。

(2) 関係機関・団体等の連携・協力

○成果

- ・ 県立図書館は、「子ども読書活動推進フォーラム」の中で、事例発表として読書ボランティア団体の活動を積極的に取り上げることによって、他のボランティア団体等の活動意識を高めることができました。
- ・ 読書ボランティア団体が、公立図書館や学校において、おはなし会などの活動を行う機会が増えました。
- ・ 神奈川県児童福祉審議会は、平成15年度から優良図書の推薦を行うとともに、平成18年度から広報用リーフレットを作成し、県内の公立保育所、すべての幼稚園、学校、書店、公立図書館等に配布することにより、広く優良図書の周知を図りました。

^{*7} KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）… 5ページ参照

^{*8} 専門図書館 … 政府機関、民間団体、企業体などに付設された図書館で、専門領域の資料を収集しています。

●課題

- ・ 関係機関・団体等が参加する研修会において、交流や情報交換の場を設け、団体等の相互理解の促進を図っていくことが必要です。
- ・ 子どもの読書活動の必要性について周知や普及啓発などを行う際には、関係機関・団体等とのさらなる連携・協力が必要です。

5 市町村の子ども読書活動推進計画の策定

○成果

- ・ 市町村の子ども読書活動推進計画の策定率は、平成 25 年度に 100%となり、市町村における子ども読書活動推進に向けた体制が整いました。

◆市町村の子ども読書活動推進計画の策定率

[策定市町村数/市町村数 (策定率%)]

★第二次計画 目標 100%

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
27/33 (82%)	28/33 (85%)	30/33 (91%)	31/33 (94%)	33/33 (100%)

(出典：生涯学習課「子ども読書活動推進に係る取組状況調査」)

II 子どもの読書活動に係る制度等の改正と読書環境の変化

近年、子どもの読書活動に係る制度や環境は大きく変化しました。そこで、第三次計画を策定するにあたり、主な制度等の改正と、子どもの読書活動に影響する環境の変化について整理します。

1 制度等の改正

(1) 図書館法等の改正

平成 20 年 6 月に図書館法が改正され、図書館サービスのために留意すべき事項の一つとして「家庭教育の向上に資すること」(第 3 条)が加えられました。

また、図書館が行う事業として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」(第 3 条第 8 号)や、「都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする」(第 7 条)ことが加えられました。

図書館法の改正等を受け、平成 24 年 12 月に文部科学省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正し、市町村図書館における乳幼児や児童・青少年等に向けた図書の整備・提供や読み聞かせの実施、支援等を規定しました。

(2) 新学習指導要領の実施

新学習指導要領が、小学校では平成 23 年度、中学校では平成 24 年度、高等学校では平成 25 年度入学生から実施となり、「生きる力」をはぐくむという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成が重要視されています。

また、各教科を通じて「言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童(生徒)の言語活動を充実すること」が重要であるとされています。

特に、小学校・中学校では、目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることの大切さや、日常的に読書に親しむためには、学校図書館を計画的に利用し、必要な本や文章などを選ぶことができるようにすることの大切さが示されています。

また、高等学校でも、学校図書館の計画的な利用とともに、地域の図書館などと連携し、読書の幅を広げ、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成することや、情報を使いこなす能力を育成することが大切であるとされています。

2 読書環境の変化

近年、情報通信技術の進展はめざましく、中でもインターネットや携帯電話、スマートフォン等の情報メディアの急速な発達・普及により、多様で膨大な情報が瞬時に入手できるようになりました。

しかし、情報通信技術の進展により、利便性が向上した反面、それらの利用に多くの時間を費やす子どもが増え、子どもの生活に大きな影響を与えていることも事実です。携帯電話でのメール送受信件数が多いほど、就寝時刻が遅くなるという調査報告（文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果」平成 21 年 5 月）もあります。

その一方で、平成 22 年は「電子書籍元年」と呼ばれるなど、電子書籍^{*9}も次々に出版されました。電子書籍の流通は、読書を始めるきっかけにつながり、とりわけ、障害のある子どもや日本語を母語としない子どもにとって、自由で自主的な読書環境の向上に役立っています。最近では、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場し、今後の推移については十分留意する必要があります。



^{*9} 電子書籍 … 電子化された書籍データを言います。紙に印刷するのではなく、パソコンや携帯電話、専用の表示端末などにデータを取り込んで閲覧します。文字以外に動画や音声を再生できるものもあります。

第3章 第三次計画の基本的な考え方と推進体制

I 第三次計画の基本的な考え方

1 めざす子どもの姿

◇ 本との出会いを楽しみにする子

読書によって得られる、さまざまな発見や新しい世界との出会いは、新たな本への興味・関心を高めます。子どもが自ら本にふれ、本を読みたいと思う子ども、すなわち、本との出会いを楽しみにする子どもの育成をめざします。

◇ 本から学び、知ることの喜びを感じる子

読書習慣を身につけ、読書を通じて、学ぶことや知ることの喜びを感じることができる子どもの育成をめざします。

◇ 本を生活に活かし、伝えることができる子

読書は、感動を共有する手段になり、また、人生をより良く生きるためのヒントにもなります。心の広がりや人とのつながりの大切さを本から感じとり、その楽しさを伝えていくことができる子どもの育成をめざします。

スローガン

「いつも そばに 一冊の本を」

～本との出会い、本から拓く 心のつながりを大切に～

このスローガンには、日常生活の中で本をそばに置くことで、子どもが本を身近に感じ、生きていく友とし、道しるべにしてほしいという思いが込められています。子どもたちが本と出会い、本とのつながりを大切にすることで、より豊かに生きる力を身につけてほしいと願い、このスローガンを決めました。

第三次計画の目標

「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	59.6%	60%	61%	62%	63%	64%
中学生	48.1%	49%	50%	51%	52%	53%

(参考：文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

2 基本方針

(1) 子どもが読書に親しむための人づくり

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、子どもの成長に応じた取組を推進する必要があります。また、子どもがより良い本と出会い、読書のきっかけをつくるためには、子どもと本とをつなぐ大人のかかわりも重要です。

本計画では、「人づくり」を、読書とかかわりながら成長していく子ども自身の「人づくり」と、子どもを取り巻く大人の「人づくり」としてとらえています。子どもが読書に親しみ、自ら進んで本とのかかわりをもつことができるよう、子どもの読書活動にかかわる「人づくり」を進めます。

(2) 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが読書に親しむためには、あらゆる機会とあらゆる場所において、読書への関心を高める「環境づくり」を推進する必要があります。

本計画では、「環境づくり」を、いつも子どものそばに本を整えておく「環境づくり」と、図書館や学校における推進体制を整えていく「環境づくり」としてとらえています。家庭、地域、学校等、関係機関・団体等における取組の充実を図り、子どもの読書活動の推進に向けた「環境づくり」を進めます。

(3) 子どもの読書活動を推進するための普及啓発

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発に努め、機運の醸成を図る必要があります。

そこで、実践事例等の情報提供のほか、優れた取組等を奨励する「文部科学大臣表彰制度」なども活用し、より一層の普及啓発活動に取り組みます。また、子どもの読書活動の取組の進捗状況について調査した結果に基づき、市町村や関係機関・団体等にさらなるはたらきかけを行います。

3 具体的方策の5つの柱

子どもの読書活動を推進するための具体的方策を次の5つの柱に区分し、柱の(1)～(4)については基本方針(1)及び(2)に基づき、柱の(5)については基本方針(3)に基づき、取組を進めます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活をとおして形成されるものであり、保護者が積極的な役割を果たしていくことが必要です。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域住民の学習活動を支える図書館や公民館は、地域における子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

すべての子どもの読書活動を支援し、読書の質を高めていくために、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

(4) 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供する関係機関・団体等の役割は重要です。

(5) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について広く理解の促進を図り、先駆的な取組に関する情報を提供することが重要です。

4 取組の期間

策定から概ね5年間

II 推進体制

1 県の推進体制

(1) 神奈川県子ども読書活動推進会議^{*1}及びワーキング・グループ^{*2}の開催

神奈川県子ども読書活動推進会議では、第三次計画に基づく事業・施策等の取組状況を把握し、効果的な方策について研究協議を行うことで、計画の推進を図ります。また、新たに県の関係課等で構成するワーキング・グループを設置し、事業・施策等の進捗状況の検証や、推進に向けての啓発を行います。

(2) 社会教育主事会議等における協議

県の社会教育主事等で構成する社会教育主事会議^{*3}において、効果的な研修のあり方を協議し、また、県の指導主事の会議においても、学校と地域が連携した取組について情報交換を行い、その成果を広げていきます。

2 市町村との連携・協力体制

(1) 県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議をとおした連携・協力

県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議では、県及び各市町村の取組状況を共有するとともに、共通の課題について協議することにより、県と市町村との連携・協力体制を強化していきます。

(2) ホームページ「かながわ読書のススメ」の活用

PLANETかながわ（神奈川県生涯学習情報システム）の中に県が開設しているホームページ「かながわ読書のススメ」を活用し、市町村の取組の紹介や、子どもの読書活動にかかわる情報を積極的に発信・提供していきます。

3 関係機関・団体等との連携・協力体制

P T Aや神奈川県公民館連絡協議会、神奈川県図書館協会等の社会教育関係団体や、N P O法人等の子どもの読書活動にかかわる団体等との連携強化を図ります。また、子どもの読書活動の意義について、より理解を深めるため、関係機関・団体等に対し、積極的な情報提供や協働による取組の推進に努めます。

^{*1} 神奈川県子ども読書活動推進会議 … 平成15年に設置された組織で、神奈川県図書館協会、神奈川県書店組合など17機関・団体等で構成されています。

^{*2} ワーキング・グループ … 子ども教育支援課、次世代育成課など県の6課1機関で構成する組織です。

^{*3} 社会教育主事会議 … 県の社会教育の推進に向け、さまざまな施策について協議を行う組織です。

Ⅲ 第三次計画の体系

第三次子ども読書活動推進計画

〈取組期間〉 策定から概ね5年間

スローガン

「いつも そばに 一冊の本を」

～本との出会い、本から拓く 心のつながりを大切に～



●めざす子どもの姿

◇本との出会いを
楽しみにする子

◇本から学び、
知ることの喜びを感じる子

◇本を生活に活かし、
伝えることができる子

具体的方策の
5つの柱

●基本方針

- 1 子どもが読書に親しむための人づくり
- 2 子どもが読書に親しむための環境づくり
- 3 子どもの読書活動を推進するための普及啓発

1 家庭

家庭における子どもの読書活動の推進に向け、子どもの成長に応じた取組を行います。

2 地域

地域における子どもの読書活動の推進に向け、図書館や公民館等を中心とした取組を行います。

3 学校等

学校等における子どもの読書活動の推進に向け、教育の目標等をふまえた取組を行います。

●重点取組「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト

- ①ファミリー読書の推進
- ②ブックリストの作成と活用
- ③読書ボランティアの養成支援
- ④学校図書館の利用の促進
- ⑤関係機関・団体等の協働・連携の促進



4 関係機関・団体等

関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進に向け、大学や企業等と連携・協力した取組を行います。

5 普及啓発活動

子どもの読書活動への関心を高めるため、「子ども読書の日」や「ファミリー読書の日」の周知・啓発等の取組を行います。

推進体制

●県の推進体制

- ・神奈川県子ども読書活動推進会議
及びワーキング・グループ
- ・社会教育主事会議等

●市町村との連携・協力体制

- ・県・市町村生涯学習・社会教育
主管課長会議等
- ・ホームページ等の活用の促進

●関係機関・団体等との連携・協力体制

- ・社会教育関係団体、NPO法人等
関係機関との連携・協力
- ・関係機関・団体等への情報提供

第4章 第三次計画推進のための方策

第三次計画では、『「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト』として5つの重点取組を定め、「家庭」「地域」「学校等」「関係機関・団体等」が緊密に連携を図ることで、「普及啓発活動」などの取組を進めていきます。

I 重点取組 「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト

1 ファミリー読書の推進 (21 ページ、39 ページ)

第二次計画に引き続き、毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」として位置づけます。子どもの読書活動の意義やファミリー読書の重要性について周知を図るため、公立図書館や関係機関等と連携し、各機関が発行する情報誌やチラシ、新聞紙上等にファミリー読書の記事を掲載します。

2 ブックリストの作成と活用 (23 ページ)

読書に親しむきっかけとなるよう、乳幼児期、児童期、青年期の各世代の子どもたちに向け、子どもが読みたい本、大人が読ませたい本をまとめたブックリストを作成し、市町村や公立図書館、関係機関等に配付するとともに、学校や県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。

3 読書ボランティアの養成支援 (25 ページ)

読書ボランティアの質的向上を図るため、図書館に登録する読書ボランティア団体を対象に調査を行い、活動の現状やニーズをふまえたうえで研修を組み立てます。また、ボランティア活動を行ううえでの心構えのほか、絵本づくりの手法、ユニークな取組事例の紹介など、実践的な内容の研修を実施します。

4 学校図書館の利用の促進 (34 ページ)

学校図書館は、学校における学習活動や読書活動の拠点として位置づいています。学校図書館ボランティアが司書教諭等と連携を図り、学校図書館の利用が促進されるよう、さまざまな連携事例等を紹介した「学校図書館ボランティアハンドブック」を新たに作成し、研修等でテキストとして活用します。

5 関係機関・団体等の協働・連携の促進 (37 ページ、38 ページ)

市町村との連携強化を図るため、子どもの読書活動を担当する市町村の担当職員が一堂に集まり、効果的な読書活動の推進について協議する場を設けます。また、PTA等の社会教育関係団体や書店等関係機関と連携した取組を進めるため、関係機関・団体等と積極的に意見交換を行います。

具体的方策の5つの柱

基本方針1

子どもが読書に親しむための人づくり

基本方針2

子どもが読書に親しむための環境づくり

基本方針3

子どもの読書活動を推進するための普及啓発

基本方針1

基本方針2

1 家庭における子どもの読書活動の推進

- (1) 読書に親しむための人づくり
- ファミリー読書の推進 **重点取組①**
 - ブックスタート関連事業の推進
 - 市町村図書館の取組事例の情報発信
 - 保育所・保健センター及び放課後児童クラブ等における啓発
 - 「子ども読書活動推進フォーラム」における啓発
 - 生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」における啓発

- (2) 読書に親しむための環境づくり
- ブックリストの作成と活用 **重点取組②**
 - 優良図書の普及啓発
 - 高等学校等における必読書・推薦書リストの公開
 - 電子機器を利用した読書の啓発

基本方針1

基本方針2

2 地域における子どもの読書活動の推進

- (1) 読書に親しむための人づくり
- ① 図書館等における人づくり
 - 読書ボランティアの養成支援 **重点取組③**
 - 市町村図書館職員を対象とする研修の実施
 - 市町村図書館の取組についての情報提供
 - ② 公民館等における人づくり
 - 公民館担当者を対象とする研修の実施
 - 公民館への情報提供
 - 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への情報提供
 - 児童館への情報提供
 - ③ 支援を要する子どもに向けた人づくり
 - 読書活動を支援するボランティアの活用の促進

- (2) 読書に親しむための環境づくり
- ① 図書館等における環境づくり
 - 県域の図書館ネットワークの推進
 - 市町村図書館のホームページにおける子ども向けのページ開設の促進
 - 公民館における環境づくり
 - ② 支援を要する子どもに向けた環境づくり
 - 障害のある子どもに向けたサービスの促進
 - 日本語を母語としない子どもに向けたサービスの促進

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 読書に親しむための人づくり

① 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進

ア 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

○幼稚園における読書活動の計画的な取組の推進

○保育所等への情報提供

イ 小学校・中学校における読書活動の推進

○一斉読書の推進

○読書活動の計画的な取組の推進

○学校図書館ボランティア導入の促進

○司書教諭・学校司書等の連携の促進

○効果的な取組事例等の情報提供

ウ 高等学校等における読書活動の推進

○読書習慣の確立に向けた一斉読書の活用

○読書活動の計画的な取組の推進

○司書教諭・学校司書の連携の促進

○書評大会への参加の推進

○効果的な取組事例等の情報提供

エ 特別支援学校における読書活動の推進

○読書活動の計画的な取組の推進

○読書ボランティアとの連携の促進

○司書教諭・学校司書の連携の促進

② 一人ひとりに応じた読書活動の推進

～支援を要する子どもへの対応～

○特別支援学級における取組の推進

○学校等と公立図書館等との連携

(2) 読書に親しむための環境づくり

① 学校図書館を利用した読書活動の推進

○学校図書館の利用の促進 **重点取組④**

○小学校・中学校における体制整備の促進

○高等学校等における蔵書のデータベース化の推進

○特別支援学校における学校図書館の利用促進と電子機器の整備

② 学校と関係機関・団体等との連携における読書活動の推進

○学校と関係機関・団体等との連携の促進

○学校と市町村図書館との連携の促進

○高等学校等と県立の図書館との連携の促進

○

基本方針 1

基本方針 2

4 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進

(1) 読書に親しむための人づくり

- ① 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進
 - 家庭教育協力事業者連携事業の活用
- ② 関係機関・団体等における読書活動の推進
 - 関係機関・団体等における交流の場の設定 **重点取組⑤**
 - 社会教育関係団体への啓発
 - 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への情報提供や啓発

(2) 読書に親しむための環境づくり

- ① 大学とのかかわりにおける読書活動の推進
 - 大学図書館との連携の促進
- ② 関係機関・団体等における読書活動の推進
 - 各学校と市町村図書館・関連施設等との連携 **重点取組⑤**
 - 優良図書 の普及啓発
 - 「子どもゆめ基金」の活用の促進

基本方針 3

5 子どもの読書活動の普及啓発の推進

(1) 子どもの読書活動の普及啓発

- 「ファミリー読書の日」等における普及啓発活動 **重点取組①**
- 「かながわ読書のススメ」ホームページの充実
- 読書ボランティア団体等の活動紹介
- 私立学校に対する子どもの読書活動に関する情報提供

(2) 優れた取組の奨励

- 読書ボランティア団体の表彰
- 文部科学大臣表彰団体等の紹介

(3) 子どもの読書活動にかかわる取組状況の把握と推進

- 市町村における「子ども読書活動推進計画」の取組状況の把握
- 市町村教育委員会、幼稚園及び小学校・中学校への調査の実施
- 高等学校等への調査の実施
- 特別支援学校への調査の実施
- 第三次神奈川県子ども読書活動推進計画に基づく取組の検証

II 具体的方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進



(1) 読書に親しむための人づくり

子どもが本と出会い、本の楽しみを知るためには、家庭の役割が大変重要です。家庭で子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりすることが、その後の子どもの読書習慣に大きな影響をあたえます。また、家庭での読書活動の取組は、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

○ ファミリー読書の推進 **重点取組①**

家庭は子どもが本と初めて出会う大切な場です。家庭における子どもの読書活動の意義や重要性について、家庭での読書活動例の紹介などにより、広く理解してもらうことが大切です。

そこで、第二次計画に引き続き、毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」として位置づけ、ファミリー・コミュニケーション運動^{*1}の中でのイベントやPTAの会議等あらゆる機会をとらえて、ファミリー読書の重要性を周知します。また、学校や公立図書館、関係機関等と連携し、各機関が発行する情報誌やチラシ、新聞紙上等にファミリー読書の記事を掲載し、ファミリー読書の一層の推進を図ります。

《家庭での読書活動例 ①》「子どもの成長に応じた読書のススメ」

子どもにはどんな本との出会いが大切なのか。ここでは子どもの発達段階における特徴についてふれ、その成長にふさわしい読書活動のヒントとなるよう、まとめてみました。



① 乳幼児期（0歳～5歳頃）

乳幼児期は、本と初めて出会う大切な時期です。また、本は親子のふれあいや、コミュニケーションを図る手段となります。例えば、保護者が「わらべうた」や「手遊び」など、子どもとのコミュニケーションを図りながら、読書への関心を高めることで、より感性豊かな子どもをはぐくむことにつながります。

② 児童期（6歳～12歳頃）

児童期は、自ら本への関心を高め、読書習慣を身につけていく時期です。子どもが本にふれる機会を多くし、知ることの楽しさを感じることが大切です。例えば、日常生活の中で話題になっていることや学校での学習のふりかえりなどをおして、保護者は子どもと一緒に調べたり、地域の図書館や書店と一緒に出かけたりして、子どもとともに読書に親しむことが大切です。

③ 青年期（13歳～18歳頃）

青年期は、社会の変化に敏感であり、また、大人に近い視点をもつようになる時期です。さらに、テレビやインターネット等のメディアの影響を受けやすい時期でもあります。親子で一緒の本を読み、感想や意見を対等に述べ合うことは、子どもとのコミュニケーションを図ることにつながります。また、子ども自身が自分の考えを形成する機会にもなります。

*1 ファミリー・コミュニケーション運動 … 4ページ参照



《家庭での読書活動例 ②》「夜ねる前の10分間読書～よんどくのススメ～」

就寝前の10分間程度を家族みんなで読書をする時間に見ていただこうでしょう。

例えば、就学前や小学校低学年の子どもには、保護者が読み聞かせを行い、また、子どもが自ら進んで読書をするようになったら、家族で同じ作品を読み、感想を述べ合うとコミュニケーションも深まります。

○ ブックスタート関連事業の推進

市町村では、子育てに関連する部署と連携し、ブックスタート事業^{*2}のほか、乳幼児健診時におはなし会や読み聞かせなどを行うところもあります。これらの取組について情報収集し、ホームページ等で広く紹介することにより、関連事業の推進を図ります。

取組目標

★ブックスタート関連事業実施市町村

(平成25年度：25市町村 → 平成30年度：33市町村)

○ 市町村図書館の取組事例の情報発信

プレママ・プレパパ^{*3}に向けた講座や親子で一緒に参加できる講座など、市町村図書館が開催している家庭での読書活動にかかわる取組事例を収集し、市町村図書館向け情報誌への掲載などにより情報発信します。

《市町村図書館の取組事例》うちどく（家読）の推進（湯河原町立図書館）

湯河原町は「うちどく（家読）」といって家族で好きな本を読み、読んだ本について家族で話し合うことで、読書の習慣づくりと家族のコミュニケーションを図る取組を推進しています。また、世代ごとに「おすすめブックガイド」を作成し、家庭での読書の取組を支援しています。



○ 保育所・保健センター及び放課後児童クラブ等における啓発

市町村に協力を依頼し、乳幼児をもつ保護者に対し、保育所や保健センターなどを通じて、家庭での読書活動にかかわるチラシ等を配布することにより、子どもが本に親しむことの大切さについての理解の促進を図ります。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室に通う子どもを通じて、その保護者に対しても、子どもの読書活動の重要性について周知を図ります。

*2 ブックスタート事業 … 4ページ参照

*3 プレママ・プレパパ … 妊娠している女性とそのパートナーを言います。

○ 「子ども読書活動推進フォーラム」における啓発

県立図書館が主催する「子ども読書活動推進フォーラム」において、子どもの読書に関する専門家の講演や事例発表等、家庭における読書の重要性についての理解が深まるような内容で組み立てます。

○ 生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」における啓発

県立図書館が開催する生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」において、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、教職員等に対し、家庭における読書の重要性についての理解の促進を図ります。

(2) 読書に親しむための環境づくり

子どもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるには、大人が子どもに対して、本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。

○ ブックリストの作成と活用 **重点取組②**

乳幼児期、児童期、青年期の各世代の子どもたちに向け、子どもが読みたい本、大人が読ませたい本をまとめたブックリストを作成します。また、活用の促進に向け、市町村や公立図書館、関係機関等にブックリストを配付するとともに、学校や県民がいつでも利用できるように県のホームページに掲載します。

○ 優良図書の普及啓発

神奈川県児童福祉審議会推薦の優良図書^{*4}の広報用リーフレットを作成し、県内の公立保育所やすべての幼稚園、学校、書店、公立図書館等に配布し、優良図書への関心を高めることにより、家庭で本に親しむきっかけづくりを進めます。



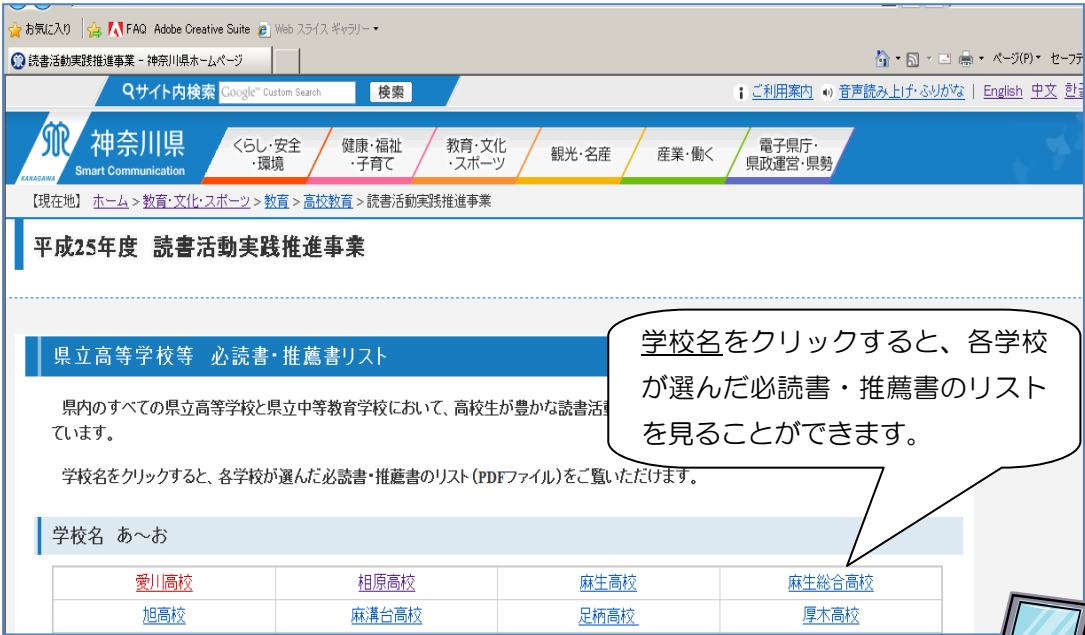
平成 25 年度
「優良図書」リーフレット

^{*4} 神奈川県児童福祉審議会推薦の優良図書 … 神奈川県児童福祉審議会とは、児童福祉法に基づき設置された県の附属機関です。この審議会には5つの部会があり、そのうちのひとつである「社会環境部会」で、児童の健全育成に資するものと期待できる図書を優良図書として推薦しています。(38 ページ参照)

○ 高等学校等における必読書・推薦書リストの公開

高等学校等は、読書への関心が高まるよう、生徒や家庭に向けて必読書・推薦書を選んでいきます。学校ごとの必読書・推薦書を県のホームページに掲載するとともに、各学校は、家庭に対してホームページを紹介することにより周知を図ります。

◇ 「県立高等学校等必読書・推薦書リスト」閲覧ホームページ
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360812/>)



学校名をクリックすると、各学校が選んだ必読書・推薦書のリストを見ることができます。

学校名 あ〜お

愛川高校	相原高校	麻生高校	麻生総合高校
旭高校	麻溝台高校	足柄高校	厚木高校

○ 電子機器を利用した読書の啓発

近年は、パソコンやタブレット型情報端末^{*5}等の電子機器を利用し、効果音や読み聞かせ機能などを活用しながら読書を楽しむことができます。

特に、特別支援学校では、多様な形態による読書活動への理解を深めることが効果的であることから、家庭に向けて電子機器を利用した読書について、周知を図ります。

^{*5} タブレット型情報端末 … 液晶ディスプレイ等の表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作ができる携帯端末のことです。(35 ページ参照)

2 地域における子どもの読書活動の推進



(1) 読書に親しむための人づくり

① 図書館等における人づくり

図書館は地域の知の拠点として、地域住民の学習活動を支え、情報を提供するサービスを行っています。また、子どもの読書活動や学習活動を支えていくには、読書ボランティアなどの人材育成とともに、職員の資質向上にも取り組む必要があります。

○ 読書ボランティアの養成支援 **重点取組③**

県立図書館では、各市町村の読書活動推進の担当者や教職員、社会教育施設の職員、市町村で活動する読書ボランティアの指導的立場にある人等を対象に、生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」を開催します。

読書ボランティア団体の活動の現状やニーズをふまえたうえで研修を企画し、子どもの読書をめぐる状況、読み聞かせや絵本づくり等の手法、ユニークな実践事例等の情報提供を研修で行うことにより、市町村における読書ボランティアの養成の促進と指導者の養成を図ります。

《読書ボランティアと連携した活動事例》

「としょかん情報発信局」の取組（座間市立図書館より）

「としょかん情報発信局」とは、座間市立図書館を拠点とした図書館と市民をつなぐボランティア団体です。壁新聞等で地域の身近なできごとを図書や資料に関連づけて発信しています。

また、座間市立図書館は、読書ボランティアと連携して、調べ学習の関連事業にも取り組んでいます。



としょかん情報発信局のコーナー

○ 市町村図書館職員を対象とする研修の実施

県立の図書館や神奈川県図書館協会^{*6}が実施する、市町村図書館職員を対象とする研修において、子どもの現状や子どもの読書活動の必要性、児童サービスの知識・技術等についての理解を深めることにより、子どもの読書活動に習熟した人材を育成します。

^{*6} 神奈川県図書館協会 … 神奈川県図書館協会（K L A）は、昭和3（1928）年に設立されました。県内の公共図書館、大学図書館、専門図書館などの図書館が加盟し、調査研究や広報活動、図書館職員の研修など、図書館の発展と利用者サービス向上のため、多彩な活動を展開しています。

○ 市町村図書館の取組についての情報提供

市町村図書館における子どもの読書活動にかかわる先進的な事例や特色のある事例を収集し、市町村図書館職員向け情報誌への掲載や、研修会での紹介など情報提供を行うことにより、市町村図書館における取組を支援します。

② 公民館等における人づくり

公民館は地域の学習拠点であるとともに、その役割の一つに「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」（社会教育法第22条）が挙げられており、子どもの読書活動の推進を図る拠点となることが求められます。

○ 公民館担当者を対象とする研修の実施

県立図書館と神奈川県公民館連絡協議会^{*7}との共催により、公民館担当者等を対象とする生涯学習指導者研修「公民館担当者コース」を実施し、図書館との連携など読書に関する講座の企画等についての理解を深めてもらうことにより、子どもの読書活動にかかわる人材の育成を図ります。



「公民館担当者コース」事例発表の様子

○ 公民館への情報提供

公民館における読書に関する講座等、子どもの読書活動にかかわる先進的な事例や特色のある事例を収集し、研修会での紹介など情報提供を行うことにより、公民館での取組を支援します。

○ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への情報提供

市町村を通じて、放課後児童クラブや放課後子ども教室に対し、子どもの読書活動に関する資料や、読書活動を取り入れた指導方法等の情報提供を行うことにより、読書活動の推進を支援します。

○ 児童館への情報提供

児童館では、図書室を設け、子どもが読書に親しめるような環境が整備されていることが多く、子どもの読書活動に関する資料等を配付することにより、図書室を活用した子どもの読書活動の一層の推進が図られるよう支援します。

^{*7} 神奈川県公民館連絡協議会 … 神奈川県公民館連絡協議会は昭和27（1952）年に設立されました。公民館相互の連携を図り、公民館活動の振興に努め、社会教育の進展に寄与することを目的に活動を展開しています。（28ページ参照）

③ 支援を要する子どもに向けた人づくり

支援を要する子どもたちが読書活動に親しむために、子どもの実態に応じた読書活動が行えるような人づくりが求められます。

○ 読書活動を支援するボランティアの活用の促進

神奈川県ライトセンター^{*8}では、視覚障害者の読書活動を支援するボランティアの養成を行っています。県では、その取組について特別支援学校を中心に情報提供を行うことにより、読書ボランティアの活用の促進を図ります。

《読書ボランティアの取組事例》

平塚点訳赤十字奉仕団（平塚市社会福祉協議会内）の活動

平塚点訳赤十字奉仕団では、県立平塚盲学校等からの依頼で、点訳活動（文字や点字に訳すこと）や、リーディングサービス（本や資料などを読むサービス）などの活動を週一回程度行っています。

（2）読書に親しむための環境づくり

① 図書館等における環境づくり

図書館や公民館では、子どもや保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多くもてるよう、読書環境を整備することが求められています。

○ 県域の図書館ネットワークの推進

県立の図書館は、大学等にKL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）^{*9}への参加を促すことにより、その拡充を図るとともに、県民にKL-NETの利便性について周知し、活用の促進に取り組みます。

○ 市町村図書館のホームページにおける子ども向けのページ開設の促進

子どもや保護者が読書への関心を高めていくためには、図書館のホームページに子ども向けのページを設け、図書館が行っているサービスや行事の案内、ブックリストの紹介などを行うことが有効です。そこで、市町村図書館に対して、子ども向けのページにかかわる取組事例の情報提供を行ったり、会議等の場を通じてはたらきかけたりすることにより、子ども向けのページの開設を促進します。

取組目標

★市町村図書館ホームページにおける子ども向けのページ開設市町村数

（平成25年度：14市町村 → 平成30年度：18市町村）

^{*8} 神奈川県ライトセンター … 神奈川県ライトセンターは、視覚障害のある方のための図書の相互貸借システムや郵送等による貸出サービスを行っています。（28、29ページ参照）

^{*9} KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム） … 5ページ参照

○ 公民館における環境づくり

施設内に児童書を配架している公民館は、161館中117館（神奈川県公民館連絡協議会^{*10}「公民館の実態調査」平成24年度）あります。公民館における読書の環境づくりを進めるため、今後も児童書の充実を図るようはたらきかけます。

② 支援を要する子どもに向けた環境づくり

支援を要する子どもが、読書に関心をもち親しむためには、さまざまな機会や場を設ける必要があります。近年では、身体的な障害だけでなく、学習障害などの日常では分かりにくい障害のある子どもや、日本語を母語としない子どもへの対応も必要となっています。

○ 障害のある子どもに向けたサービスの促進

障害のある子どもと読書をつなぐには、点字図書^{*11}、さわる絵本^{*12}、布絵本^{*13}、録音図書^{*14}（DAISY）^{*15}、拡大図書^{*16}、LLブック^{*17}（やさしく読める本）、対面朗読^{*18}や宅配サービス^{*19}など、障害に応じた資料やサービスの提供が求められます。

そこで、障害者の読書活動を支援している市町村図書館の取組や、視覚障害者の読書活動を支援している神奈川県ライトセンター^{*20}の取組について情報提供を行うことにより、資料やサービスの活用の促進を図ります。また、市町村図書館における障害者サービスや視覚障害者等へのサービスを行うインターネット図書館「サピエ」の実施状況について、情報提供を行うことにより、市町村図書館における取組を支援します。



*10 神奈川県公民館連絡協議会 … 26ページ参照

*11 点字図書 … 視覚障害のある利用者が、指先などによって触読できるよう、点字により表現された図書資料です。

*12 さわる絵本 … 視覚障害のある子どもたちが、手でさわって鑑賞できるように制作された絵本です。

*13 布絵本 … 布などを使い、手芸の技法を用いて絵画的表現や立体表現を作りだす絵本です。

*14 録音図書 … 文字で書かれた図書を音声化した図書です。

*15 DAISY … Digital Accessible Information System（デジタル音声情報システム）の略称。

*16 拡大図書 … 文字や図表を大きくした図書で、主に弱視の人たちの利用を想定して制作されています。

*17 LLブック … 知的障害等により通常の活字図書の利用が困難な人向けに、図や写真を多く使うなどの工夫をした本で、スウェーデン語で“やさしく読める”を意味する「lattlast」という語の略からLLブックと言います。

*18 対面朗読 … 7ページ参照

*19 宅配サービス … 図書館への来館が困難な、利用者個人の手元に資料を届けるサービスです。

*20 神奈川県ライトセンター … 27ページ参照

（参考文献：『最新図書館用語大辞典』 柏書房 2004年／『障害者サービス（図書館員選書12）』日本図書館協会 1996年／『児童サービス論（JLA図書館情報学テキストシリーズⅡ）』日本図書館協会 2009年）

《神奈川県ライトセンターについての情報提供》

神奈川県ライトセンター*²¹ は、視覚障害のある子どもや大人のために、全国ネットの「サピエ」を活用した図書の相互貸借システムや郵送等による貸出サービスを行っています。

「情報提供事業」では、点字や録音（DAISY*²²、テープ）図書・雑誌等の貸出・閲覧を行っています。また、全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館等）の図書を借りることができます。

その他「指導訓練事業」「スポーツ振興事業」「ボランティア育成事業」「普及啓発事業」等もを行っています。

本を読んで録音をしています。



《インターネット図書館「サピエ」についての情報提供》

「サピエ」は、視覚障害者をはじめ、視覚によって字を読むことが困難な方々に対し、さまざまな情報を点字・音声データで提供するインターネット上の図書館です。サピエ図書館は、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

神奈川県内では、神奈川県ライトセンターをはじめ 11 の団体が登録しています。

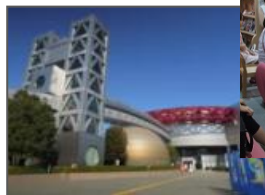
○ 日本語を母語としない子どもに向けたサービスの促進

日本語を母語としない子どもの読書活動を推進するには、市町村図書館において、多言語による図書館の利用案内や図書館内の掲示、多言語でのおはなし会などの取組が必要です。

そこで、あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ）*²³における取組や、市町村図書館における日本語を母語としない子どもを対象とするサービスの実施状況について情報提供を行うことにより、市町村図書館における取組を支援します。

《あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ）についての情報提供》

「あーすぷらざ」内にある、映像ライブラリーには、世界の文化や歴史にまつわる絵本や物語、環境問題や平和をテーマにした図書やDVD、外国語で書かれた絵本などをそろえた「こどもコーナー」があります。そこでは春、夏、冬の学校の休みに、日本語と外国語で交互におはなしを読む、絵本の読み聞かせ会や、テーマに合わせた図書の特集展示を実施しています。



「こどもコーナー」での読み聞かせ会のようす

*²¹ 神奈川県ライトセンター … 27 ページ参照

*²² DAISY … 28 ページ参照

*²³ あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ） … 7 ページ参照

3 学校等における子どもの読書活動の推進



(1) 読書に親しむための人づくり

① 学校等における成長に応じた子どもの読書活動の推進

幼稚園教育要領や学習指導要領では「言語活動の充実」が重視されており、また、保育所保育指針では「絵本や物語などに親しむこと」についてふれられています。学校等においては、子どもの成長に応じた、あらゆる教育活動の場面において、子どもが本と出会い親しむことができるよう、読書活動を推進することが必要です。

ア 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

○ 幼稚園における読書活動の計画的な取組の推進

幼稚園において、絵本の読み聞かせなどの読書活動が計画的に取り組みられるよう、会議等の場ではたらきかけます。

○ 保育所等への情報提供

保育所等の職員が子どもの読書活動を積極的に推進できるよう、読書活動にかかわる研修への参加を促すとともに、研修の中で読書活動の取組事例についての情報提供を行います。

イ 小学校・中学校における読書活動の推進

○ 一斉読書の推進

《小学校》

小学校では一斉読書（朝の読書活動等）の取組が定着し、児童が本にふれる機会が増えてきています。さらに読書活動の工夫が図られるよう、教育課程に関する研究会や各学校での研究会等において、助言や取組事例の情報提供を行います。

取組目標

★「一斉読書」実施率 （平成 25 年度：94% → 平成 30 年度：96%）

《中学校》

一斉読書（朝の読書活動等）の取組が定着した中学校では、「朝の読書活動を行うことで、落ち着いて授業を始めることができる」等の効果が見られます。読書活動の一層の推進を図るため、教育課程に関する研究会や各学校での研究会等において、助言や取組事例の情報提供を行います。

取組目標

★「一斉読書」実施率 （平成 25 年度：71% → 平成 30 年度：74%）

○ 読書活動の計画的な取組の推進

《小学校・中学校》

小学校・中学校では、各教科等のねらいに応じた読書活動を計画し、実行してきました。今後は、学校の教育活動の全体計画の中に読書活動を位置づけ、さらに取組を推進する必要性について、読書関連の研究会や会議等において提案します。

○ 学校図書館ボランティア導入の促進

《小学校》

多くの小学校で、保護者や地域の方々を中心とした学校図書館ボランティアを導入することにより、読み聞かせや朗読、おはなし会などの活動が充実してきています。今後は、読書関連の研究会や会議等において、その一層の導入をはたらきかけます。

取組目標

★学校図書館ボランティア導入率

(平成 25 年度 : 79% → 平成 30 年度 : 82%)

《中学校》

中学校においても、学校図書館ボランティアの導入は子どもたちの読書活動の充実に向けた有効な手立ての一つであることから、読書関連の研究会や会議等において、積極的な導入をはたらきかけます。

取組目標

★学校図書館ボランティア導入率

(平成 25 年度 : 41% → 平成 30 年度 : 47%)

○ 司書教諭・学校司書等の連携の促進

《小学校・中学校》

司書教諭、学校司書及び学校図書館担当職員が配置されていたり、学校図書館ボランティアが導入されていたりする場合、子どもの読書活動の推進を図るには、相互の連携が重要です。読書関連の研究会や会議等において、効果的な取組事例などの情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

○ 効果的な取組事例等の情報提供

《小学校・中学校》

効果的な読書指導や特色のある読書活動の取組事例について、ホームページへの掲載等により情報提供を行います。



ウ 高等学校等における読書活動の推進

○ 読書習慣の確立に向けた一斉読書の活用

高等学校等では、生徒の主体的な読書習慣を確立させるために、朝の読書活動等の一斉読書の機会をつくることなどにより、読書活動の一層の定着を図ります。

取組目標

★「一斉読書」実施率 (平成 24 年度 : 28% → 平成 30 年度 : 32%)

○ 読書活動の計画的な取組の推進

高等学校等では、各教科・科目の学習と関連づけた読書活動や、学校図書館を活用した調べ学習等を、年間の指導計画に位置づけ実施することが大切であり、研修会等を通じて計画的な取組を促します。

○ 司書教諭・学校司書の連携の促進

司書教諭や学校司書は、相互の連携により、授業展開に合わせた図書の配架や調べ学習のための環境づくりなど、学校図書館の一層の充実・活性化を図ることが重要です。校内の体制が整備され連携が促進されるよう、高等学校等にはたらきかけます。

○ 書評大会への参加の推進

書評大会に参加することにより、生徒は表現することの楽しさを追求し、読書への関心をより一層高めることが期待されます。書評大会の様子を高等学校に情報提供することにより、参加の促進を図ります。

《書評大会の様子》第 1 回高校生書評大会（神奈川県大会）

書評大会は、高校生が読書への興味をもち、読書活動を充実させるとともに、論理的思考力や表現力等の「言葉の力」の向上を図ることを目的とする取組です。

第 1 回の大会は平成 25 年 8 月 28 日に、県立藤沢総合高等学校で開催され、発表参加者は 38 校 84 名でした。投票の結果、上位 5 校（各校 1 名）の発表者が神奈川県代表として「高校生書評合戦首都大会 2013（東京都主催）」の出場権を獲得しました。

<ルール>

読んでおもしろいと思った本を制限時間 5 分で、口頭で紹介します。

すべての発表終了後に、参加者は「どの本が読みたくなったか」を基準に投票します。

発表の様子



表彰式の様子



○ 効果的な取組事例等の情報提供

効果的な読書指導や特徴的な読書活動の取組事例について、ホームページへの掲載等により情報提供を行います。

《高等学校における外部講師と連携した取組事例》

ある高等学校では、「民話の語り」の講師を招いた鑑賞会を実施したり、プロによる「平家物語」の琵琶の弾き語りを実施したりしています。伝統と文化に関する取組を通じて、生徒に読書への興味や関心を広げることができました。

Ⅱ 特別支援学校における読書活動の推進

○ 読書活動の計画的な取組の推進

読書活動を着実に推進していくためには、計画を作成し実行していくことが重要です。子どもの自主性を生かしながら取組が推進されるよう、会議等の場を通じてはたらきかけます。

《特別支援学校における取組事例》

ある特別支援学校では、高等部の生徒会や図書委員の生徒たちが、大型本を活用し、小学部・中学部の児童・生徒たちに読み聞かせを行うなど、生徒の読書活動を計画的に実践しています。

○ 読書ボランティアとの連携の促進

特別支援学校において読書活動を推進するには、特に、読書ボランティアとの連携が重要です。効果的あるいは特徴的な取組事例について情報提供を行うことにより、読書ボランティアとの連携の促進を図ります。

○ 司書教諭・学校司書の連携の促進

特別支援学校では、各学校に司書教諭・学校司書を複数配置している学校も多く、子どもの読書活動の推進にかかわる職員の連携を図ることが重要です。職員を対象とする研修や会議等の場で、取組事例についての情報提供を行うなど、連携の促進をはたらきかけます。

《学校と地域の図書館とが連携した取組事例》 県立平塚ろう学校の取組

県立平塚ろう学校では、子どもの読書への関心が高まるよう、学校司書が中心となり、地域の図書館から定期的に貸出を受けたり、移動図書館^{*24}から幼稚部・小学部の子どもたちに、積極的に貸出サービスを受けたりしています。

また、1万冊以上ある蔵書が利用されるよう、児童・生徒に向けた啓発を行っています。

^{*24} 移動図書館 … 図書館職員が自動車等を利用して地域を巡回し、書籍など資料の貸出等のサービスを提供することです。

② 一人ひとりに応じた読書活動の推進 ～支援を要する子どもへの対応～

障害のある子どもや外国につながる子ども等、支援を要する子どもの読書活動を推進するためには、個々のニーズに応じた効果的な支援を行うことが重要です。

○ 特別支援学級における取組の推進

特別支援学級では、学校生活や学習活動の中で児童・生徒の発達段階に応じた読書指導を行っています。今後も、一人ひとりの状況に応じた読書活動が充実するよう、特別支援学級にかかわる研究会や会議等で、効果的な読書指導や特徴的な読書活動の取組事例についての情報提供を行い、活動を支援します。

○ 学校等と公立図書館等との連携

学校等では、外国につながるのある子どもたちに母語表記の本を紹介することにより、効果的な読書指導を行うことができます。そこで、会議等の場で公立図書館と連携を図るようはたらきかけます。

(2) 読書に親しむための環境づくり

① 学校図書館を利用した読書活動の推進

学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ること」が求められており、学校図書館の読書環境の整備を進めることが必要です。

○ 学校図書館の利用の促進 **重点取組④**

学校図書館は、学校における学習活動や読書活動の拠点として位置づいています。また、学校図書館の利用の促進には、司書教諭や学校司書、学校図書館ボランティアが連携することが必要です。そこで、学校図書館関係者の協力のもと、連携に視点を置いた「学校図書館ボランティアハンドブック」を作成します。また、ホームページなどで紹介し、研修や会議、研究会等でテキストとして活用することにより、学校図書館の一層の利用の促進を図ります。

《学校図書館の活用事例》藤沢市立善行小学校の取組

藤沢市立善行小学校では、「本がある、人がいる、行ってみたいくなる図書館」を基本コンセプトに図書館を運営しています。壁を取り払ったオープンな空間をベースに、パソコンルームと一体化した「学習・情報センター」ゾーンと、カーペットの上でくつろいだ空間で本を閲覧できる「読書センター」ゾーンとが融合した構造になっています。平成21年度から市内の各学校に配置された学校図書館専門員（非常勤職員）が司書教

「学習・情報センター」ゾーン



諭と連携を図り、「明るく開放的な雰囲気」を大切にした環境整備に努めています。子どもたちの学習環境を創造する「人」が、学校図書館の活性化に大きな役割を果たしています。



「読書センター」ゾーン



○ 小学校・中学校における体制整備の促進

小学校・中学校における司書教諭や読書関連の担当教員が、読書指導や学校図書館の運営に積極的にかかわることの重要性について理解を深めてもらうとともに、その体制整備の促進について研究会や会議等の場ではたらきかけます。また、学校司書の配置の重要性について、各市町村に周知します。

《学校図書館での連携事例》南足柄市における図書館コーディネーターの取組

南足柄市では、各小学校・中学校に1名「図書館コーディネーター」（非常勤職員）を配置しています。「図書館コーディネーター」は、各学校の司書教諭や学校図書館ボランティアとの円滑な連携を図り、昼休み等の児童・生徒の対応や調べ学習における支援等を行い、学校図書館の活性化の一翼を担っています。

また、「図書館コーディネーター」が集まる会議を年5回行っています。行政担当者、市立図書館職員も出席して、各学校の現状や今後の図書館の取組について情報交換を行い、子どもたちにとって魅力ある学校図書館づくりに向けて話し合っています。

○ 高等学校等における蔵書のデータベース化の推進

高等学校等では、学校図書館の蔵書のデータベース化を図ることにより、適正な蔵書管理が可能になります。また、蔵書データを「神奈川県内図書館高等学校図書館相互貸借管理システム」に提供することにより、県立の図書館や高等学校同士の貸借も可能となることから、会議等の場を通じて、蔵書のデータベース化をはたらきかけます。

○ 特別支援学校における学校図書館の利用促進と電子機器の整備

特別支援学校では、授業の中で積極的に絵本や一般図書を教科書として活用していることから、今後、大型絵本^{*25}等の蔵書の増加など、学校図書館の整備が進むようはたらきかけます。また、平成25年度に整備したタブレット型情報端末^{*26}やスレートPC（パソコン）^{*27}等の電子機器を活用し、子ども一人ひとりのニーズに応じた読書活動への取組を新たに推進します。

参考： 平成25年度 タブレット型情報端末 = 1校4台（全27校）
スレートPC（パソコン） = 1校8台（21校/27校）

*25 大型絵本 … 大きなサイズの絵本で、絵が大きくはっきりと見えるので大勢の子どもたちの読み聞かせにも使われます。

*26 タブレット型情報端末 … 24ページ参照

*27 スレートPC（パソコン） … 持ち運び型のパソコンの一種で、板状の筐体^{きょうたい}の前面がすべて液晶画面になっており、キーボードなどが付属せず画面に指やペンなどでふれて操作するタイプのものです。

② 学校と関係機関・団体等との連携における読書活動の推進

子どもの読書環境を整備するには、学校だけでなく近隣の市町村図書館職員や地域の読書ボランティアを生かすことが必要であることから、地域の人材が所属している関係機関・団体等と連携を図ることが大切です。

○ 学校と関係機関・団体等との連携の促進

各学校では、読書ボランティアやPTA等の社会教育関係団体と連携し協力を得ることで、学校図書館や学校内の読書環境の整備を図ることができることから、その取組事例を収集し、研修会等を通じて情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

○ 学校と市町村図書館との連携の促進

各学校と市町村図書館とが連携した取組事例を収集し、図書館職員向け情報誌や研修を通じて情報提供を行うことにより、連携の促進を図ります。

○ 高等学校等と県立の図書館との連携の促進

高等学校等と県立の図書館との連携により、平成22年度から「神奈川県内図書館高等学校図書館相互貸借管理システム」が運営され、学校図書館間の図書の相互貸借や情報交換、レファレンス^{*28}対応などが行われています。このように、高等学校等と県立の図書館との連携は重要であることから、司書教諭や学校司書を対象とする研修会などを通じ、連携の重要性についての理解を深めてもらうことにより、連携の促進を図ります。



*28 レファレンス … 9ページ参照

4 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進

(1) 読書に親しむための人づくり



① 企業等とのかかわりにおける読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、企業等の事業者や従業員に向け、その重要性について理解を図ることが大切です。

○ 家庭教育協力事業者連携事業^{*29}の活用

県と家庭教育協力事業者連携の協定を締結した事業者に対し、家庭教育に関する情報提供を行う中で、子どもの読書活動の必要性についても周知し、家庭における読書活動を推進します。

② 関係機関・団体等における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、PTA等の社会教育関係団体やその他の関係機関・団体等に向け、その重要性について理解を図ることが大切です。

○ 関係機関・団体等における交流の場の設定 **重点取組⑤**

県立図書館は、子どもの読書活動にかかわる図書館・公民館等の職員、読書ボランティア、学校の教職員等を対象にした研修会を開催する際、情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解を促進することにより、読書活動の推進を図ります。

○ 社会教育関係団体への啓発

学校や家庭、地域で活躍するPTA等の社会教育関係団体の会議や研修会、大会等において、取組を紹介し、子どもの読書活動の必要性について理解を図ります。

○ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への情報提供や啓発

放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動に、読書活動が取り入れられるよう、それに関連する研修の情報を指導員に提供し、読書活動の推進に向けた啓発を行います。

(2) 読書に親しむための環境づくり

① 大学とのかかわりにおける読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、子どもの成長に応じて読書に対する視野を広げていくことが大切であることから、大学との連携も大切です。

^{*29} 家庭教育協力事業者連携事業 … 県教育委員会と県内の事業者とが協定を締結し、家庭教育支援の充実を図る事業です。平成26年2月現在で県内160の事業者が協定を締結しています。

○ 大学図書館との連携の促進

県立の図書館は、子どもたちに幅広く多様な資料を提供できるよう、大学等の専門的な図書館に対し、K L - N E T（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム）^{*30}への参加を促します。

② 関係機関・団体等における読書活動の推進

子どもの読書活動の推進について、より広く周知・啓発するためには、P T A等の社会教育関係団体やその他の関係機関・団体等との連携が必要です。

○ 各学校と市町村図書館・関連施設等との連携 **重点取組⑤**

各学校が市町村図書館、博物館等の社会教育施設とも連携し、さまざまな視点から子どもの読書活動を推進することが大切です。取組事例を研究会等で紹介することにより、連携を促します。

《学校と関連施設とが連携した事例》

平塚市の人物の紹介パネルの展示 ～近代文学館や企業との連携～

ある高等学校では、平塚市ゆかりの人物で食育の先駆者、村井弦斎を紹介するパネルを神奈川近代文学館から借り受け、展示しました。また、地元の酒造メーカーとパンの製造元の許可を得て、各社の歴史などを調べ、身近な食文化についての展示を行い、生徒の「食」へ興味・関心を高めました。

○ 優良図書の普及啓発

神奈川県青少年指導員連絡協議会の機関紙に神奈川県児童福祉審議会推薦の優良図書^{*31}の紹介記事を掲載し、優良図書の普及啓発を行います。

○ 「子どもゆめ基金」^{*32}の活用の促進

市町村を通じて、関係機関・団体等に対し、「子どもゆめ基金」の活用を促すことにより、子どもの読書活動の推進を図ります。

《「子どもゆめ基金」を活用している団体の事例》

NPO法人 大きなうち（大磯町）

「大きなうち」は、平成21（2009）年に設立され、大磯町を中心として読み聞かせや読書にかかわる体験教室を開催しています。また、町立図書館のおはなし会や図書館祭りへの協力のほか、助成金を使って著名な絵本作家や講師を招き、子どもから大人まで読書に親しめるような事業を積極的に推進しています。



^{*30} K L - N E T（神奈川県図書館情報ネットワーク・システム） … 5ページ参照

^{*31} 神奈川県児童福祉審議会推薦の優良図書 … 23ページ参照

^{*32} 子どもゆめ基金 … 独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、子どもの体験活動、読書活動、子ども向け教材の開発・普及活動など、子どもの健全育成に向けた活動に対し支援する基金制度です。平成25年度の読書活動の分野では、県内9団体が助成を受け活動しています。

5 子どもの読書活動の普及啓発の推進



(1) 子どもの読書活動の普及啓発

子どもの読書活動を推進するには、その重要性について広く理解の促進を図るとともに、優れた取組を周知することが求められます。

○ 「ファミリー読書の日」等における普及啓発活動 **重点取組①**

子どもの読書活動の重要性を周知するためには、「ファミリー読書の日」（毎月第1日曜日）、「子ども読書の日」（4月23日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）及び読書週間（10月27日～11月9日）を中心に、普及啓発活動を行い、県民の子どもの読書活動への関心を高め、理解を深めてもらうことが大切です。

そこで、関係機関・団体等と協力して啓発物を作成し、このような期間に、子どもの読書活動の重要性について周知するとともに、高等学校等における取組事例を紹介することにより、継続的な普及啓発を行います。

《高等学校等における取組事例》「子ども読書の日」における取組

ある高等学校では、「子ども読書の日」の趣旨を生かし、生徒が読書への関心を高められるよう、図書館オリエンテーションの実施や、他校の推薦書の紹介、生徒の本の選定についてのアドバイスなどを行いました。

○ 「かながわ読書のススメ」ホームページ^{*33}の充実

PLANETかながわ（神奈川県生涯学習情報システム）の中に開設された、「かながわ読書のススメ」のホームページにおいて、読書活動の取組や、おすすめの本を紹介するコーナー等を充実させ、積極的な情報提供を行います。

○ 読書ボランティア団体等の活動紹介

県立図書館が主催する「子ども読書活動推進フォーラム」において、学校等や公立図書館などで積極的に活動している読書ボランティア団体等を広く紹介することにより、読書活動の推進を図ります。

平成24年度
「子ども読書活動推進フォーラム」より



＜事例発表＞
ストーリーテリング(物語等を語ること)の実演

○ 私立学校に対する子どもの読書活動に関する情報提供

私立学校に子どもの読書活動に関する情報提供を行うことにより、その重要性についての理解の促進を図ります。

*33 「かながわ読書のススメ」ホームページ …
<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/dokusyo/dokusyo-top.htm>

(2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動を推進するため、積極的に活動している団体や優れた取組を展開している団体等を表彰し、その取組を奨励することも必要です。

○ 読書ボランティア団体の表彰

神奈川県図書館協会が主催する「功労者表彰」において、特に、長期間にわたり活動を継続している団体や、積極的に活動を展開している団体などを表彰し、その取組を奨励します。また、表彰を受けた団体の活動を、研修会や会議の場を通じ、あるいは協会広報誌に掲載し周知することにより、読書活動の一層の推進を図ります。

○ 文部科学大臣表彰団体等の紹介

文部科学省が主催する「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰」において、優れた活動を行った団体等を表彰し、その取組を奨励します。また、表彰を受けた団体等の活動を、県のホームページや研修会の場で紹介することにより、読書活動の一層の推進を図ります。

(3) 子どもの読書活動にかかわる取組状況の把握と推進

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、各関係機関・団体等における取組状況を把握し、さらに推進していくことが大切です。

○ 市町村における「子ども読書活動推進計画」の取組状況の把握

市町村に対し「子ども読書活動推進にかかる取組状況調査」を実施し、市町村の第二次、または第三次「子ども読書活動推進計画」に基づく取組状況を把握します。また、調査結果は県のホームページ等に掲載するとともに、顕著な取組に関しては、先進的な事例として紹介します。

○ 市町村教育委員会、幼稚園及び小学校・中学校への調査の実施

市町村教育委員会、幼稚園及び小学校・中学校に対し「学校の教育活動等の取組に関する調査」を実施し、一斉読書や朝読書の実施状況、学校図書館の活用状況などを把握します。また、その結果をふまえ、読書関連の研究会や会議等を通じて、情報提供や助言を行い、さらなる子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 高等学校等への調査の実施

高等学校等における読書活動について、「読書活動推進計画実施報告書」の提出を求め、一斉読書や朝読書の実施状況、年間貸出冊数の状況などを把握します。また、その結果をふまえ、読書関連の研修会や会議等を通じて、情報提供や助言を行い、さらなる子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 特別支援学校への調査の実施

特別支援学校に対し調査を実施し、読書活動の推進にかかわる取組状況を把握します。また、その結果をふまえて、会議等で情報提供や助言を行い、さらなる子どもの読書活動の推進を図ります。

○ 第三次神奈川県子ども読書活動推進計画に基づく取組の検証

神奈川県子ども読書活動推進会議と関係各課で構成するワーキング・グループにおいて、毎年度、本計画に基づく取組の検証を行い、改善を図りながら、子どもの読書活動を着実に推進します。



<関連機関・団体>

(県)

- 「かながわ読書のススメ」ホームページ
<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/dokusyo/dokusyo-top.htm>
- 「県立高等学校等必読書・推薦書リスト」閲覧ホームページ
シ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360812/>
- 「いつでも行ける学校図書館づくり～学校図書館ボランティアハンドブック～」
(平成 22 年 5 月)
http://www.planet.pref.kanagawa.jp/dokusyo/vol_handbook.pdf
- 県内の取組状況調査(市町村、公立学校での取組に関する調査結果)
<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/dokusyo/dokusyo-tyousa.htm>

(国・各団体)

- 文部科学省「子ども読書の情報館」
<http://www.kodomodokusyo.go.jp/>
- 文部科学省「子どもの読書活動推進ホームページ」
シ http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/
- 文部科学省「学校図書館」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/
- 国立国会図書館国際子ども図書館
<http://www.kodomo.go.jp/>
- (公社)全国学校図書館協議会(全国SLA)
<http://www.j-sla.or.jp/>
- (社)日本図書館協会(JLA)
<http://www.jla.or.jp/>

<関連法規>

- 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/001.htm
- 文部科学省「関係法令等(関係法令、通知、答申など)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/index.htm

かながわ読書のススメ
～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～

平成 26 年 4 月

発行 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課
横浜市中区日本大通 33 〒231-8509
電話 (045) 210-8347

かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～ 平成26年4月



神奈川県

教育委員会教育局 生涯学習部生涯学習課

横浜市中区日本大通33 〒231-8509 電話 (045) 210-8347